

作 業 基 準

美浜町

目 次

- 第 1 章 目的
- 第 2 章 作業体制
- 第 3 章 危険物等の取扱い
- 第 4 章 乗下船作業
- 第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、三方五湖周遊航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理補助者又は陸上作業員は、陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の網取り及び網放し等の作業を実施する。

2 船長は船内作業員を指揮して、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

(1) 陸上作業

①乗下船する旅客の誘導 旅客誘導係 (2人)

②船舶の離着岸の網取り、網放し (2人)

(2) 船内作業

①乗下船する旅客の誘導 旅客誘導係 (1人)

3 運航管理補助者は、作業現場にあっては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業の指揮)

第3条 運航管理補助者は、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を実施する。

(1) 乗船待機中の旅客の整理

(2) 乗下船する旅客の誘導

(3) 船舶の離着岸時の網取り、網放し

(4) その他旅客の乗下船に関する作業

第3章 危険物の取扱い

(危険物の取扱い)

第4条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行い、運送は行わないものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他、旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。

3 陸上作業員又は船内作業員は旅客の手荷物及び小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要措置を講ずるものとする。

4 船長及び陸上作業員は前3項の処置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(旅客の乗船作業)

第5条 旅客の乗船は、原則として離岸10分前とする。

2 離岸10分前になったときは、船内作業員は舷門を開放し、運航管理補助者に旅客の乗船を開始するよう合図する。

3 運航管理補助者は、旅客を乗船口に誘導する。

4 運航管理補助者及び船内作業員は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定

員を超えていないことを確認して、船内作業員は乗船旅客数を船長に報告する。

(離岸作業)

第6条 運航管理補助者は、離岸時刻3分前になったときは、見送人等が離岸作業により危害を受けないように退避させ船長の指示により迅速、確実に係留策を放す。

(着岸作業)

第7条 運航管理補助者は、船舶の着岸時刻5分前になったときは着岸準備を行い、着岸に際しては迅速、確実に網取作業を実施する。

2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第8条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、歩み板の保安に十分留意する。

(下船準備作業並びに旅客の下船)

第9条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨運航管理補助者及び船内作業員に合図する。

2 船内作業員は、運航管理補助者と協力して歩み板を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し、船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ち旅客に対して次の事項を掲示板等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は、乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第11条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
 - (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
 - (3) 非常の際の避難要領 (非常信号、避難経路等)
 - (4) 病気等、盗難等が発生した場合の乗客員への通報
 - (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと
- 2 前項2号の事項は、放送等 (ビデオ放送その他の方法を含む。) により周知しなければならない。

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第12条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させること。
- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象・水象・海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。